

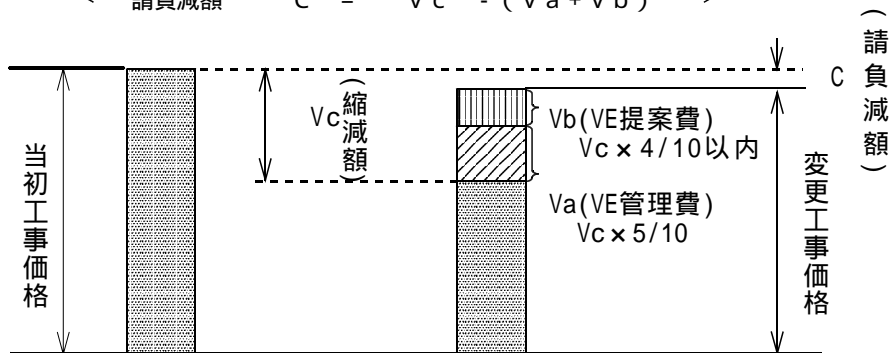
(参考資料)

VE提案が適正と認められた場合の設計変更等について

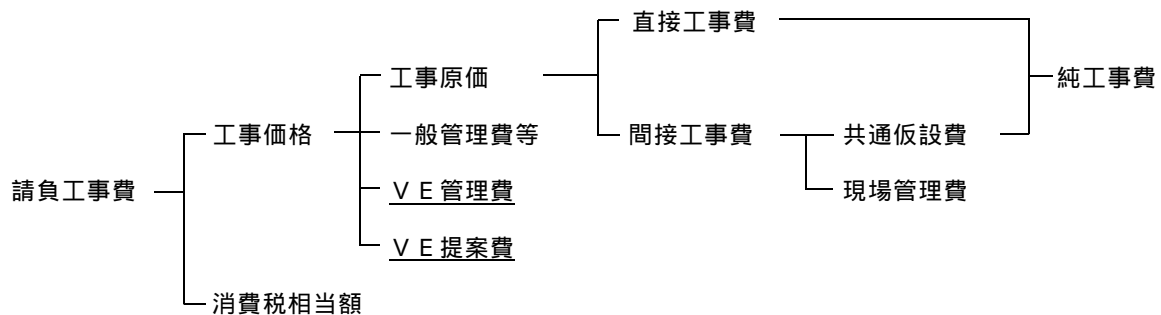
1 VE管理費及びVE提案費、請負減額の関係

VE提案により工事価格(設計額ベース)が低減すると見込まれる額を V_c とすると、VE管理費及びVE提案費、請負減額の関係は次のとおりである。

$$\left[\begin{array}{l} \text{VE管理費 } V_a = V_c \times 5/10 \\ \text{VE提案費 } V_b = V_c \times 4/10 \\ \text{請負減額 } C = V_c - (V_a + V_b) \end{array} \right]$$



2 工事費の構成



3 VE提案による縮減額の積算方法

発注者は、「契約後VE提案書(様式1~4)」及びその他資料を参考にして、長野県の定める積算基準等に従って積算するものとする。

4 VE提案費の積算方法

発注者は、「契約後VE提案書(様式1~4)」及びその他資料を参考にして、請負者がVE提案をするために実施する構造計算や土質試験等の費用を、長野県の定める積算基準等に従って積算し、縮減額の40%の範囲内で計上できるものとする。